

高畠町新型コロナウイルスワクチン接種実施計画  
追加（3回目）接種

〔初版〕

（令和3年12月1日作成）

## 1 計画の位置づけ

予防接種法の規定により市町村事務とされている新型コロナウイルスワクチンの特例的な臨時接種について、国の「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要項」等に基づき計画を策定し、追加（3回目）接種を実施する。

## 2 実施主体

高島町

## 3 実施方針

### （1）ファイザー社製ワクチン

集団接種及び希望する町内医療機関個別接種にて実施する。接種量については、初回接種と同じ0.3mmを接種する。

### （2）モデルナ社製ワクチン

集団接種及び希望する町内医療機関個別接種にて実施する。接種量については、初回接種の0.5mmとは異なり、0.25mmを接種する。

## 4 追加（3回目）接種対象者

対象者は、18歳以上の2回目接種済者で、原則8か月以上経過した者で、令和4年1月31日までに2回目接種が済んでいる者

## 5 追加（3回目）接種見込み

区 分	2回目接種済者	追加接種希望者	接種率(見込)
18歳以上64歳まで	11,318人	9,055人	80.00%
65歳以上	7,151人	6,436人	90.00%
合 計	18,469人	15,491人	83.87%

※2回目接種済者数は、令和3年12月1日現在

[参考：令和3年12月1日現在実績]

区 分	接種対象者※	2回接種済者	接種率
12歳以上64歳まで	12,859人	11,318人	88.02%
65歳以上	7,647人	7,151人	93.51%
合 計	20,506人	18,469人	90.07%

※接種対象者数は、令和3年12月1日現在

## 6 追加（3回目）接種順位

2回目接種済み日の順で、原則8か月以上経過した者から順次接種する。

## 7 追加（3回目）接種期間

令和3年12月1日から令和4年9月30日まで

## 8 追加（3回目）接種の意向調査

追加接種可能な月の2か月前に意向調査を順次開始する。意向調査の内容については、追加接種希望の有無、送迎希望の有無及びワクチンのメーカーを選択しない意思の把握を行う。

(例)6月中に2回目接種者⇒12月中に意向調査し、2月から接種可能

※意向調査で希望しなかった方が希望するに変更したい場合や日程変更など、随時、変更等の申し出は受け付ける。

## 9 追加（3回目）接種に必要な物

接種券付き予診票、ワクチン接種済証、本人確認できる物

## 10 接種券付き予診票及びワクチン接種済証の送付時期

追加接種可能となる2週間前までに順次送付する。

意向調査で接種を希望していない場合でも2回目を接種している者には送付する。

## 11 接種券付き予診票及びワクチン接種済証の再発行

何らかの事情により、接種券付き予診票やワクチン接種済証を紛失、滅失、破損等した場合は、再発行申請の手続きにより再発行を行う。

## 12 追加（3回目）接種方法

### (1) 医療従事者等

実施期間：令和4年1月10日から令和4年2月16日までの期間で指定する日  
接種時間については、接種場所の各医療機関の定めによる。

接種場所：公立高島病院・かすかわ醫院・金子医院・たかはた内科医院  
・いからし内科クリニック・石井ファミリークリニック

接種体制：接種場所の医療機関の定めによる。

接種人数：接種場所の医療機関の定めによる。

接種範囲：接種場所の自院・自診療所の従事者は、自院・自診療所において接種することができる。それ以外の町内診療所・歯科診療所・調剤薬局・消防署等の従事者の人は、町から指定する医療機関にて接種する。

(2) 集団接種希望者

実施期間：令和4年2月17日から令和4年7月31日までの期間で指定する日

平日) 13時30分から16時30分

土・日) 9時00分から12時00分

13時30分から16時30分

接種場所：高島町健康管理施設「げんき館」

※別紙、新型コロナウイルスワクチン集団接種フロー図参照

接種体制：平日の場合(1チーム)

医師1人、看護師5人、保健師2人、事務14人

土曜日の場合(1チーム)

医師1人、看護師7人、保健師2人、事務14人

土曜日の場合(2チーム)

医師2人、看護師12人、保健師2人、事務23人

日曜日の場合(1チーム)

医師1人、看護師5人、薬剤師3人、保健師2人、事務14人

日曜日の場合(2チーム)

医師2人、看護師9人、薬剤師3人、保健師2人、事務14人

接種人数：1時間あたり50人(1人分)とし、半日あたり150人以上

ただし、冬期間は、半日あたり100人程度

申込方法：追加接種の意向調査に基づき集団接種を希望した者で、かつ、ワクチンを選択しない者に対し、町から集団接種日の案内を行う。

ワクチンを選択する者は、指定する日にコールセンターへ電話予約にて申込を行う(先着順となる)。電話がつながりにくいなどで、直接、町健康長寿課にお越しいただいても予約は受け付けない。

送迎希望：65歳以上の人で意向調査にて送迎を希望した者へは、予約不要にて、町が指定する送迎方法(タクシー・デマンドタクシー・マイクロバス)にて無料で送迎する。それ以外の方はデマンドタクシーへ直接予約し、送迎にかかる利用料は町が負担する。

(3) 個別接種(住所地外接種・職域接種希望者含む)希望者

実施期間：集合契約にある医療機関及び大規模接種・職域接種届出がある団体等の定める期間で、終了は国が定める接種期間まで。

時間は、各医療機関等の接種時間による。

接種場所：集合契約にある医療機関及び大規模接種・職域接種届出がある場所

接種体制：各医療機関の定めによる。

接種人数：各医療機関の定めによる。

申込方法：個別に医療機関等に予約する。

※町内の医療機関では、個別接種の予約はしていません。

### 13 追加（3回目）接種費用

接種者の費用負担なし

### 14 ワクチンの管理等

ファイザー社の新型コロナワクチンについては、ディープフリーザーがある公立高島病院及び高島町健康管理施設げんき館において、ワクチンを適正に管理する。

モデルナ社の新型コロナワクチンについては、国から指定された冷凍庫にて高島町健康管理施設げんき館において、ワクチンを適正に管理する。

新型コロナワクチンの接種予約がキャンセルされた等の理由でのワクチンについては、可能な限り無駄なく接種を行うため、6か月以上経過した者（※厚労省Q&Aより）に接種することとする。

#### ※厚労省Q&A（R3.11.26回答）

Q：ワクチン接種の予約に突然のキャンセルがあり、準備していたワクチンの廃棄を防ぐために、急遽初回接種から8か月経っていない者（6か月以上は経過）に接種を行うことは許容されるか。

A：やむを得ない。

### 15 コールセンター

開設日 令和3年3月1日

場 所 高島町健康管理施設「げんき館」

電 話 0238-52-1224（時間 平日午前8：30～17：00）

### 16 接種前確認

予診票の内容にて、アレルギー疾患の既往や、アナフィラキシーを含む即時型のアレルギー反応の既往について適切に確認を行う。

### 17 接種間隔

2回目接種から原則8か月以上経過した者を追加接種する。

ただし、新型コロナウイルス感染によるクラスターが町内で発生した場合、国と協議し認められれば、2回目接種から6か月以上経過した者に対して接種することができるものとする。

### 18 接種箇所

通常、三角筋に筋肉内接種すること。静脈内、皮肉、皮下への接種は行わない。

## 19 接種後の経過観察

接種後にアナフィラキシーを呈することがあるため、接種後少なくとも 15 分間は被接種者の状態を観察する。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後 30 分程度、声掛けしながら状態観察を行う。

## 20 副反応への対応

接種後の経過観察中にアナフィラキシー等の副反応がみられた際、速やかに適切な処置を実施、必要に応じて発症者の速やかな医療機関への搬送を行うため、関係機関と連携の上、必要な体制を確保する。

また、帰宅後の体調変化については、軽度の場合は、コールセンター等で相談に応じる。コールセンターの受付時間外は、厚生労働省・ワクチン製薬会社が 24 時間開設しているコールセンターに連絡するよう周知する。

また、接種により健康被害が生じた場合には、高島町予防接種被害調査委員会を開催し、予防接種法に基づく副反応健康被害救済制度により対応する。

## 21 町民への情報提供

町広報及び町ホームページに適宜掲載し情報提供を行う。

意向調査票送付時及び接種券付き予診票送付時による情報提供を行う。

## 22 ワクチン接種記録書の発行

追加接種対象者には、追加接種時に使用する新型コロナウイルスワクチン予防接種済証（臨時接種）に 1 回目・2 回目の初回接種の記録を記載したものを発行し、送付する。転入者で前の居住地にて接種していた場合は、転入前の居住地の市区町村より発行される。

ワクチン接種済証等を紛失した者で再発行を希望する場合は、健康長寿課窓口にて申請によりワクチン接種記録書の発行を無料で行う。

## 23 住所地外接種者への対応

高島町に住所を有し単身赴任や学生で遠隔地に居住されている方など、やむを得ない事情がある場合、住所地外接種届けを実際に住んでいる市区町村に申請し、「住所地外接種届済証」が発行され、接種券と一緒に提出すれば、実際の居住地にて接種ができる。

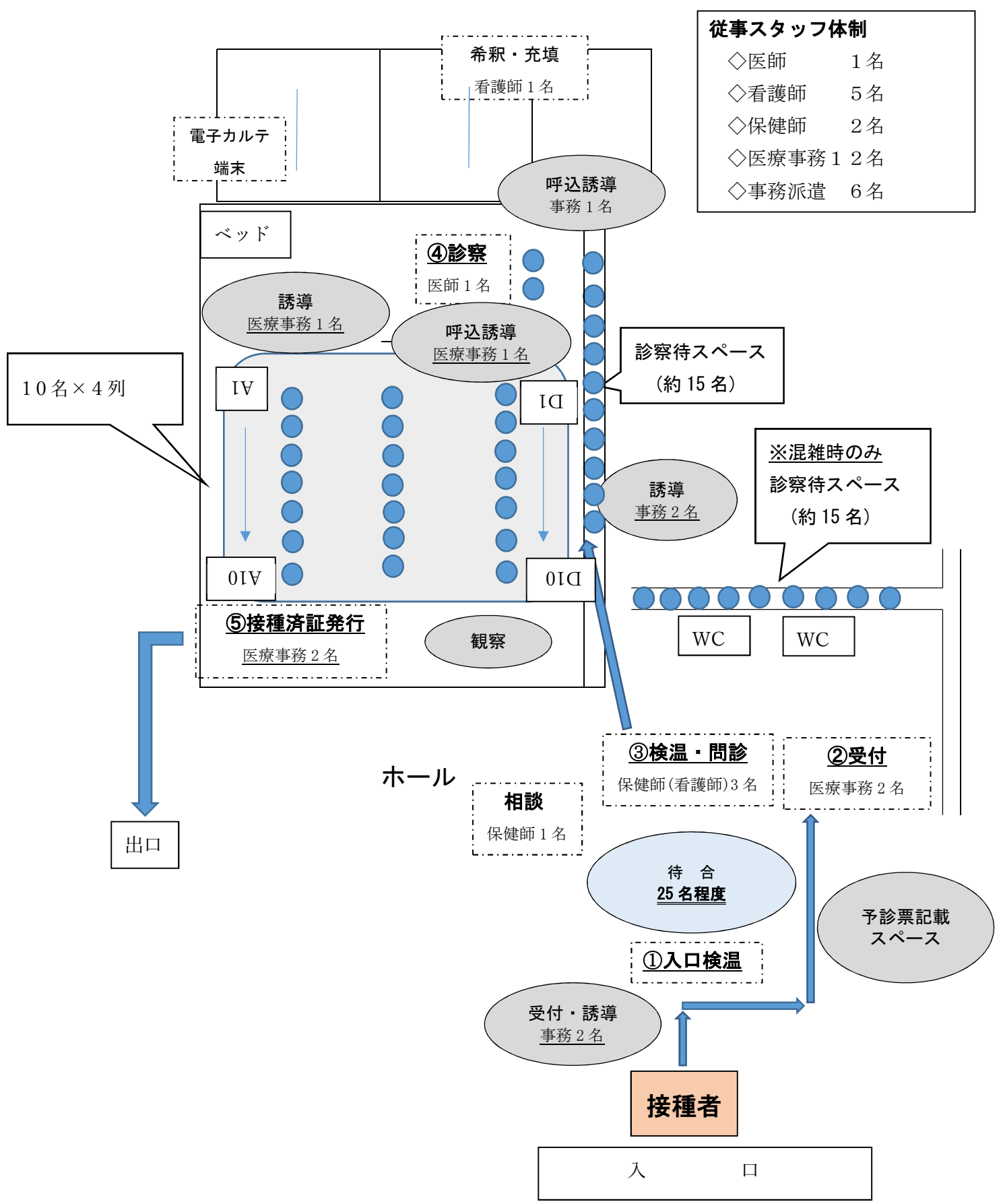
接種に係る費用は、医療機関から国保連合会を通じて高島町が負担する。

★住所地外接種者としてやむを得ない事情として認められる者

- ・ 出産のために里帰りしている妊産婦
- ・ 単身赴任者
- ・ 遠隔地へ下宿している学生
- ・ ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準じる行為の被害者
- ・ 入院、入所者
- ・ 通所による介護サービス事業所等で接種が行われる場合における当該サービスの利用者
- ・ 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ・ 副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合
- ・ 市町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合
- ・ 災害による被害にあった者
- ・ 拘留又は留置されている者、受刑者
- ・ 国又は都道府県等が設置する「大規模接種会場」で接種を受ける場合（会場ごとの対象地域に居住している者に限る）
- ・ 職域接種を受ける場合
- ・ その他市町村長がやむを得ない事情があると認める者

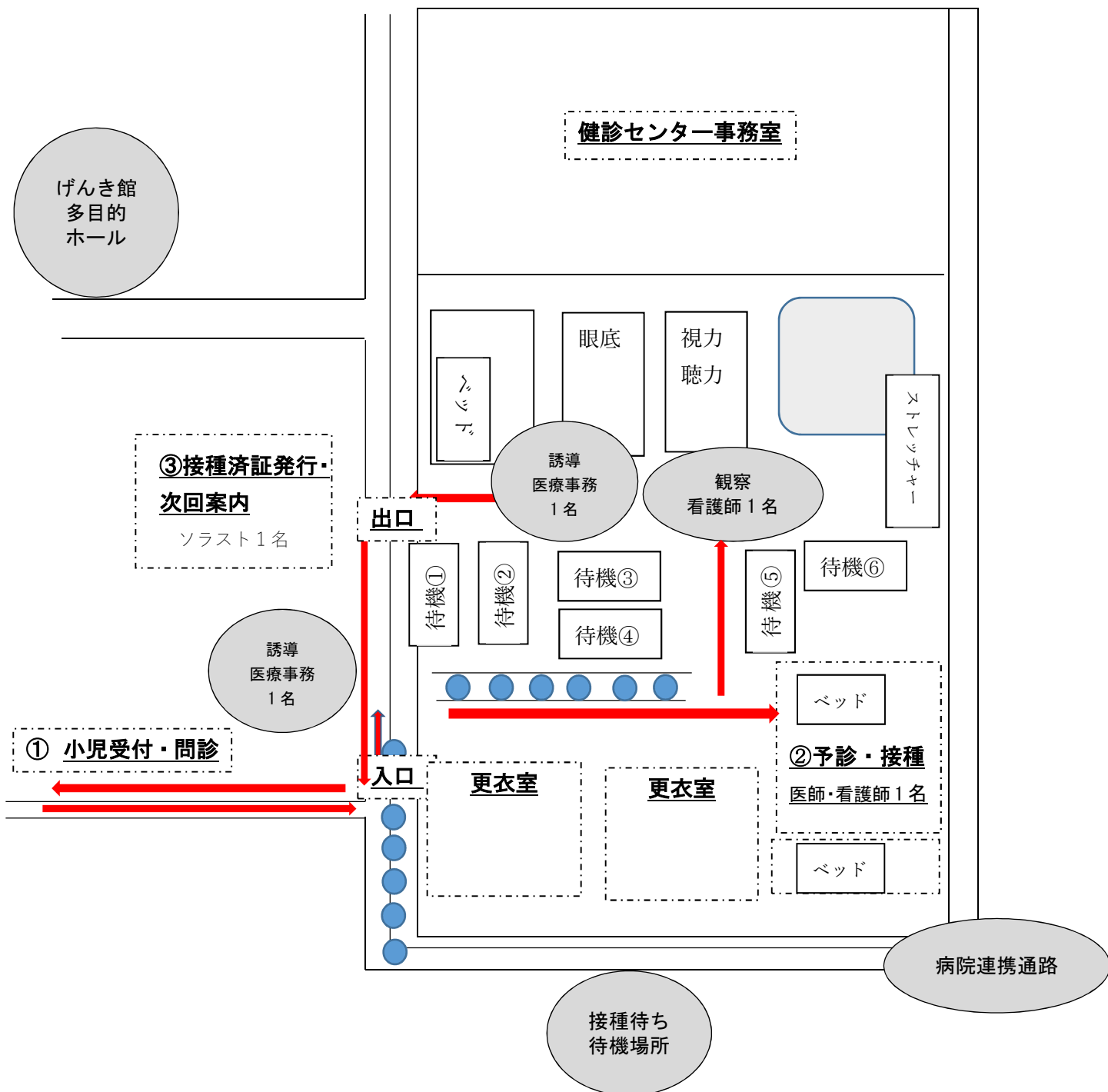
注) 当該対象者は、接種を受ける時点において、現にその状態にある者に限ります。

# 新型コロナウイルスワクチン集団接種フロー図 (平日・土曜日体制)





# 新型コロナワクチン予防接種フロー図 (土曜日体制・小児会場)



# 新型コロナウイルスワクチン集団接種フロー図 (日曜体制)

